

熊本県被災中小企業者再建支援資金 緊急利子補給補助金

制度概要

「**熊本県被災中小企業者再建支援補助金**」を活用して令和7年8月豪雨からの復旧に取り組む中小企業者等が、補助金の**自己負担額部分**を金融機関から借り入れた場合の、**最大3年間の利子補給事業**（この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。）



利子補給対象者

- 「熊本県被災中小企業者再建支援補助金」の**交付確定通知**の発行を受けた者
 - 補給対象資金は次の①及び②
 - ①「**熊本県金融円滑化特別資金(令和7年8月大雨枠)**」(民間金融機関 ※末尾参照)
 - ②「**災害貸付(国民生活事業)**」「**災害復旧貸付(中小企業事業)**」(日本政策金融公庫)
- ※県内市町村による同様の利子補給補助金の交付を受けた場合は対象外となります。

利子補給対象額

- 「熊本県被災中小企業者再建支援補助金」の自己負担額部分の借入額に係る利子(最大3年間)
- 借入額が自己負担額を超える場合は、次の算定方法による割合額を補給

$$\text{支払利子額(1月～12月)} \times \frac{\text{自己負担額}}{\text{借入額}}$$

申請手続き

- 毎年度、**12月10日まで**に、次の書類を末尾の県庁窓口へ郵送
- (申請1回目) ①申請書兼請求書(1号様式)
- ②熊本県被災中小企業者再建支援補助金の交付確定通知(写)
- ③借入の金銭消費貸借契約書(写) ※電子契約の場合は、ダウンロードした電子署名付き電子契約書
- ④借入の返済口座通帳(写)
- ⑤誓約書(3号様式)
- (申請2回目以降) ①申請書兼請求書(2号様式)

※本リーフレットは概要の記載となっておりますので、詳細は県の補助要綱等をご確認ください。

【「熊本県金融円滑化特別資金(令和7年8月大雨枠)」を取り扱う民間金融機関】

肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合、熊本県医師信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、長崎銀行、北九州銀行、豊和銀行、横浜幸銀信用組合、大分銀行、十八親和銀行、宮崎銀行(各、県内の本店及び支店)

【県庁窓口(問い合わせ・申請書等提出先)】

〒862-8570 熊本県中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県商工振興金融課 金融班 096-333-2314